

介護員養成研修の概要（指定手続等以外）

1 介護職員初任者研修

区分	概要
受講者の募集について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び研修の指定を受けずに受講者の募集を開始することはできない。又、研修実施計画書を届け出ずに募集を開始することはできない。 ・ 募集広告には、研修指定番号等の明示が必要。
修学期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として8か月以内とし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、1年6か月以内とすることができる。また、学校等については、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。
研修カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基準「別紙1」参照
研修の目標、評価及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基準「別紙2」「別紙3」参照
研修の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義及び演習により行うこととし、必要に応じて実習を活用することができる。
講義・演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習を一体的に実施する。
実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 職務の理解」「10 振り返り」において、見学等の実習を活用できる。また、効果的な研修を行うために必要があると考えられる場合には、「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」75時間のうち、12時間を上限として見学等の実習を活用できる。
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基準「別紙5」参照
科目免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上介護等の業務に従事した経験を有する者について、「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」において見学等の実習を活用する場合、実習を免除することができる。
修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間程度実施する。また、修了評価とは別に、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は、「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」内で行う。
通信時間数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基準「別紙4」参照

情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、受講者等が事業者の質の比較、選択等が行える環境を整備し、研修の質の確保・向上を図るため、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）等の情報項目について、自らのインターネットホームページ上などにおいて開示しなければならない。
修了証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・演習科目における介護技術の習得が講師により評価され、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対し「修了証明書」を交付する。
受講者の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が本人であることの確認を行うことを義務付ける。

2 生活援助従事者研修

区分	概要
受講者の募集について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び研修の指定を受けずに受講者の募集を開始することはできない。又、研修実施計画書を届け出ずに募集を開始することはできない。 ・募集広告には、研修指定番号等の明示が必要。
修学期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として4か月以内とし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、8か月以内とすることができる。また、学校等については、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。
研修カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準「別紙8」参照
研修の目標、評価及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準「別紙9」「別紙10」参照
研修の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義及び演習により行うこととし、必要に応じて実習を活用することができる。
講義・演習	<ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習を一体的に実施する。
実習	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 職務の理解」「9 振り返り」において、見学等の実習を活用できる。また、効果的な研修を行うために必要があると考えられる場合には、「8 ころとからだのしくみと生活支援技術」24時間のうち、4時間を上限として見学等の実習を活用できる。

講師	・指定基準「別紙12」参照
科目免除	・1年以上介護等の業務に従事した経験を有する者について、「8 ころとからだのしくみと生活支援技術」において見学等の実習を活用する場合、実習を免除することができる。
修了評価	・全科目を履修した者に対して筆記試験により0.5時間程度実施する。また、修了評価とは別に、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は、「8 ころとからだのしくみと生活支援技術」内で行う。
通信時間数	・指定基準「別紙11」参照
情報の開示	・事業者は、受講者等が事業者の質の比較、選択等が行える環境を整備し、研修の質の確保・向上を図るため、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）等の情報項目について、自らのインターネットホームページ上などにおいて開示しなければならない。
修了証明書の交付	・演習科目における介護技術の習得が講師により評価され、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対し「修了証明書」を交付する。
受講者の本人確認	・受講者が本人であることの確認を行うことを義務付ける。